

2 相手の催告権（20条）

	催告の時期	催告の相手方	無返答の効果
未成年者 成年被後見人	行為能力者となった後	本人	追認擬制（1項）
	制限行為能力者である間	法定代理人	単独で追認できる行為 ⇒追認擬制（2項）
			特別の方式を要する行為 ⇒取消擬制（3項）
被保佐人 被補助人	行為能力者となった後	本人	追認擬制（1項）
	制限行為能力者である間	本人	⇒取消擬制（4項）
		保佐人・補助人	単独で追認できる行為 ⇒追認擬制（2項）
			特別の方式を要する行為 ⇒取消擬制（3項）

※ 未成年者、成年被後見人は意思表示の受領能力がないので、未成年者および成年被後見人に対する催告は、これらの者に対抗することができない（98条の2柱書本文）